三　固定資産税　対象認定事業者について、当該企業立地施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（提出日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（法第二十八条に規定する総務省令で定める場合）

第二条　法第二十八条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一　事業税　福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（以下「改正法施行日」という。）から平成二十八年三月三十一日までの間に、震災特例法第十条の二の三第一項、第十七条の二の三第一項又は第二十五条の二の三第一項の規定の適用を受ける施設又は設備（以下「復興再生施設等」という。）を新設し、又は増設した者（法第二十八条の確認を受けた者に限る。以下「対象確認事業者」という。）について、福島県が、法第十八条第二項第二号に規定する避難解除区域等内において当該復興再生施設等を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該復興再生施設等に係るものとして計算した額に対して課する事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

二　不動産取得税　対象確認事業者について、当該復興再生施設等である家屋及びその敷地である土地の取得（改正法施行日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

三　固定資産税　対象確認事業者について、当該復興再生施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（改正法施行日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合

（第一条第一号の当該企業立地施設等に係る所得又は収入金額の計算方法等）

第三条　第一条第一号の当該企業立地施設等に係るものとして計算した額及び第二条第一号の当該復興再生施設等に係るものとして計算した額は、次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合算額とする。

一　電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

算式　$\frac{A \times B}{C}$

算式の符号

A　福島県において当該対象認定事業者又は当該対象確認事業者（以下この条において「当該対象認定事業者等」という。）に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額

B　当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち企業立地施設等又は復興再生施設等（以下この条において「対象施設等」という。）に係る固定資産の価額

C　当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

二　鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

算式　$\frac{A \times B}{C}$

算式の符号

A　福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得金額

B　当該新設し、又は増設した軌道のうち対象施設等に係る軌道の延長キロメートル数

C　当該軌道を新設し、又は増設した者が福島県内に有する軌道の延長キロメートル数

三　前二号以外の業種に係る所得又は収入金額

算式　$\frac{A \times B}{C}$

算式の符号

A　福島県において当該対象認定事業者等に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度に係る所得又は収入金額

B　当該新設し、又は増設した施設又は設備のうち対象施設等に係る従業者の数

C　当該施設又は設備を新設し、又は増設した者が福島県内に有する事務所又は事業所の従業者の数

2　前項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第七十二条の四十八第四項から第六項まで、第九項及び第十項並びに第七十二条の五十四第二項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

附　則

この省令は、改正法施行日から施行する。

○総務省令第五十号

東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）第四十三条の規定に基づき、東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年五月十日　　総務大臣　新藤　義孝

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部を改正する省令

東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成二十三年総務省令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第五十一条又は第五十二条」を「第六十四条又は第六十五条」に、「法第五十一条」を「法第六十四条」に改め、「以下同じ。」を削る。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、福島復興再生特別措置法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第十二号）の施行の日（次項において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の東日本大震災復興特別区域法第四十三条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令第一条第一号の規定は、施行日以後に新設され、又は増設される対象施設等について適用し、施行日以前に新設され、又は増設された対象施設等については、なお従前の例による。